

# 雇用調整助成金・休業支援金等 について

## 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

### 4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

#### （2）経済好循環の加速・拡大

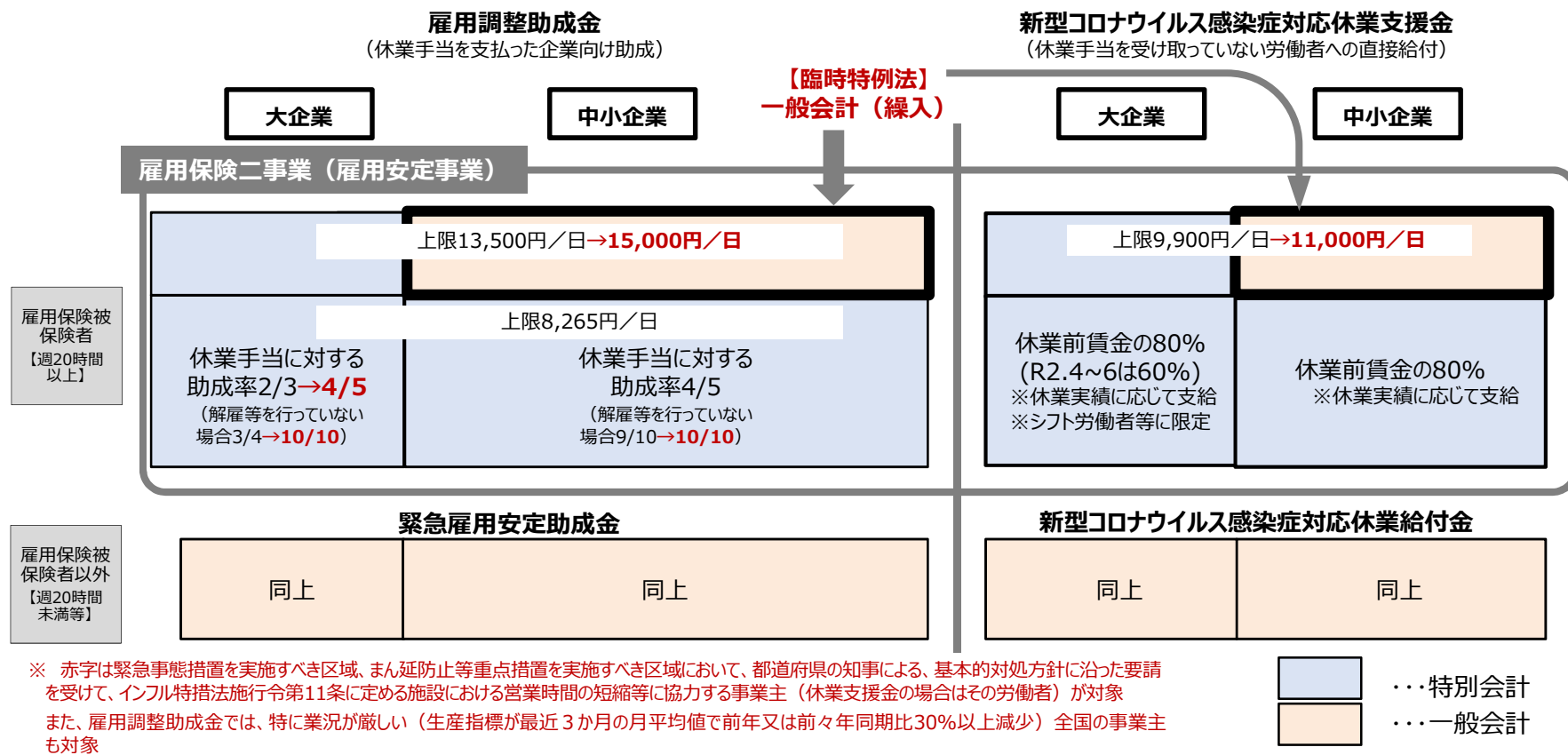
（略）

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。

（略）

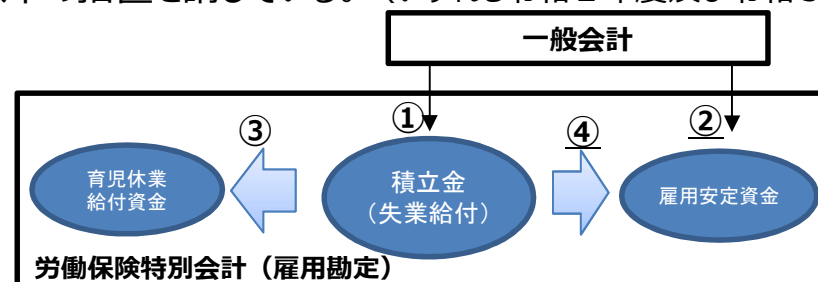
# 雇用調整助成金等と一般会計との関係（R3.8時点）

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「臨時特例法」という。）では、雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する経費のうち、**中小企業分の8,265円※を超える部分には一般会計から繰り入れる**こととなっている。  
※～R2.7.31：8,330円、R2.8.1～R3.7.31：8,370円



- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法で以下の措置を講じている。（いずれも令和2年度及び令和3年度）

- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② **新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。**
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ **雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。**



# I 雇用調整助成金について

# 現在の雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

## 休業支援金等

		～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ)。  
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3) 原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。  
なお、上限額については月単位での適用とする。  
(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置  
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

## 【雇用調整助成金】リーマン特例とコロナ特例の比較

	通常の扱い	リーマン特例	コロナ特例
事業主の要件	事業所設置後 <b>1年以上</b> 経っている事業主のみ助成対象	—	撤廃
	<b>最近3か月間</b> の雇用量（雇用保険被保険者数や派遣労働者数）が前年同期と比較し、 <b>一定以上増えていない</b> （雇用量要件）	撤廃	撤廃
	<b>最近3か月間</b> の売上高・生産量などの事業活動を示す指標（生産指標）が前年同期に比べて <b>10%以上減少</b>	—	<b>最近1か月間</b> の生産指標が、前年同月に比べて <b>5%以上減少</b>  最近1か月の生産指標を前年同月とは適切な比較ができない場合は①前々年同月との比較、 ②前年同月から12月のうち適切な1か月と比較可
	過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、前回の支給対象期間の満了日から <b>1年以上の間（クーリング期間）</b> を空けないと、新たに受給できない	撤廃	撤廃
対象労働者	<b>雇用保険被保険者</b>	—	<b>被保険者要件を撤廃</b> （雇用保険被保険者以外の労働者も対象に含める） ※緊急雇用安定助成金の創設
	継続して雇用された期間が <b>6か月以上</b>	撤廃	撤廃
助成内容	休業等の助成率： <b>2/3（中小）、1/2（大企業）</b>	休業等の助成率： <b>中小 4/5(解雇等なし9/10)、                      大企業 2/3(解雇等なし3/4)</b>	休業等の助成率： <b>中小 4/5(解雇等なし9/10)、                      大企業 2/3(解雇等なし3/4)</b>  ※地域特例・業況特例の対象については、 <b>中小・大企業 4/5（解雇等なし10/10）</b>
	休業等の助成額上限額：基本手当日額 <b>上限額（8,265円（令和3年8月1日時点））</b>	同左	<b>上限額：13,500円</b> ※地域特例・業況特例の対象： <b>上限額15,000円</b>
	支給限度日数は <b>1年100日、3年150日</b>	支給限度日数は <b>3年300日</b>	1年100日、3年150日の支給限度日数とは別に、 <b>緊急対応期間中に実施した休業等の日数の利用可能</b>

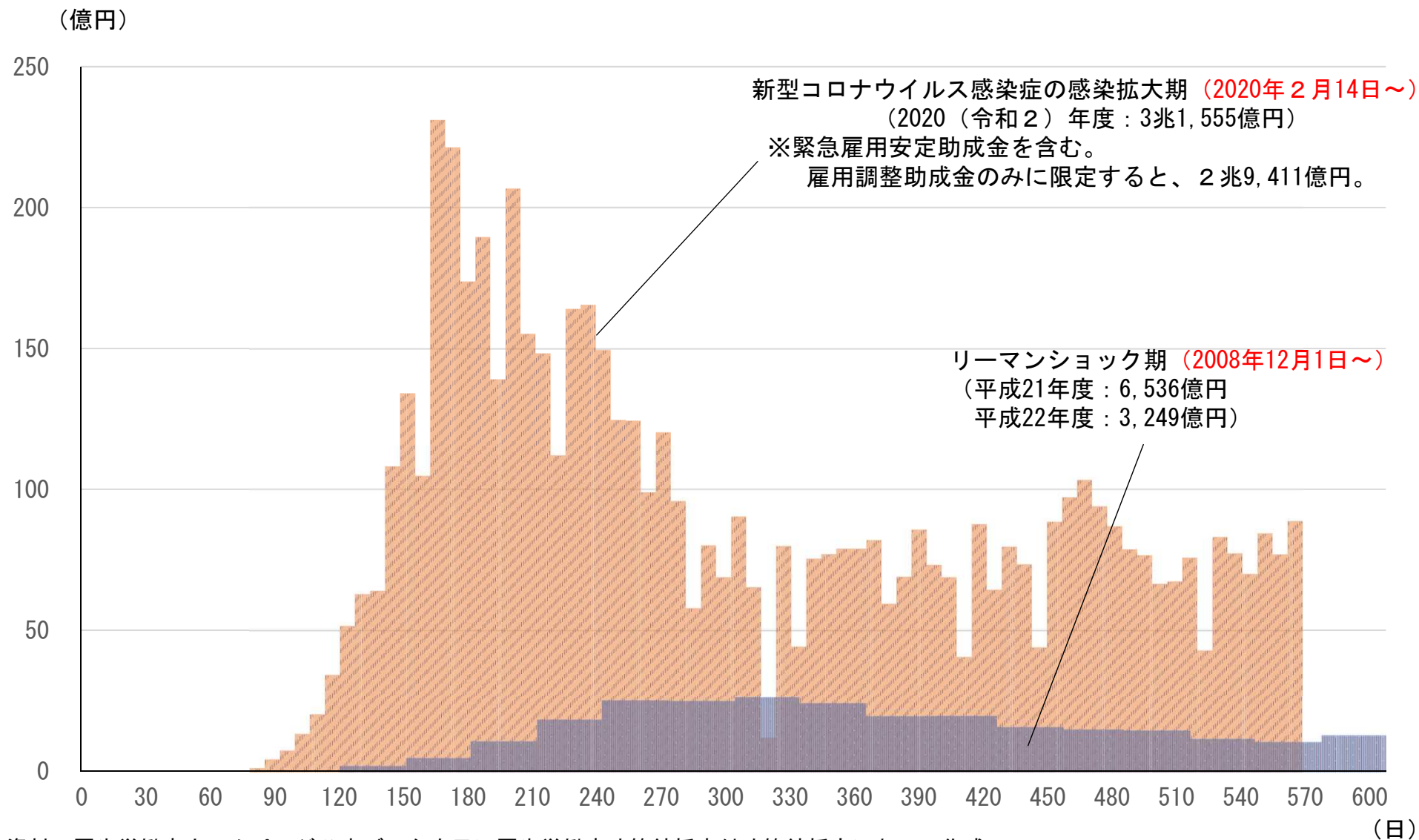
## 雇用調整助成金の支給状況について

◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：4兆6,405億円（うち雇用調整助成金：4兆2,490億円、緊急雇用安定助成金：3,915億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～4/23	－	<b>3,295,907(766,293)</b>	－	<b>3,174,587(730,998)</b>	－	<b>33,174(2,283)</b>
4/24～4/30	67,098(15,368)	<b>3,363,005(781,661)</b>	59,094(14,044)	<b>3,233,681(745,042)</b>	513(43)	<b>33,686(2,326)</b>
5/1～5/7	43,484(10,408)	<b>3,406,489(792,069)</b>	29,932 (6,816)	<b>3,263,613(751,858)</b>	307(26)	<b>33,993(2,353)</b>
5/8～5/14	90,749(21,093)	<b>3,497,238(813,162)</b>	77,134(17,121)	<b>3,340,747(768,979)</b>	618(48)	<b>34,612(2,401)</b>
5/15～5/21	72,508(17,171)	<b>3,569,746(830,333)</b>	80,238(18,908)	<b>3,420,985(787,887)</b>	679(58)	<b>35,291(2,458)</b>
5/22～5/28	74,075(17,014)	<b>3,643,821(847,347)</b>	80,073(19,280)	<b>3,501,058(807,167)</b>	722(56)	<b>36,013(2,514)</b>
5/29～6/4	84,484(20,323)	<b>3,728,305(867,670)</b>	77,311(18,832)	<b>3,578,369(825,999)</b>	657(55)	<b>36,669(2,570)</b>
6/5～6/11	61,586(14,591)	<b>3,789,891(882,261)</b>	73,422(17,326)	<b>3,651,791(843,325)</b>	607(51)	<b>37,277(2,620)</b>
6/12～6/18	54,719(12,848)	<b>3,844,610(895,109)</b>	68,132(15,488)	<b>3,719,923(858,813)</b>	550(48)	<b>37,826(2,669)</b>
6/19～6/25	56,561(13,588)	<b>3,901,171(908,697)</b>	63,342(14,522)	<b>3,783,265(873,335)</b>	535(43)	<b>38,362(2,712)</b>
6/26～7/2	74,236(17,755)	<b>3,975,407(926,452)</b>	63,081(14,812)	<b>3,846,346(888,147)</b>	464(37)	<b>38,826(2,749)</b>
7/3～7/9	64,955(15,536)	<b>4,040,362(941,988)</b>	61,505(14,463)	<b>3,907,851(902,610)</b>	471(40)	<b>39,296(2,789)</b>
7/10～7/16	61,204(14,120)	<b>4,101,566(956,108)</b>	62,872(14,691)	<b>3,970,723(917,301)</b>	529(48)	<b>39,826(2,837)</b>
7/17～7/23	39,591(9,457)	<b>4,141,157(965,565)</b>	42,947(10,375)	<b>4,013,670(927,676)</b>	299(24)	<b>40,125(2,861)</b>
7/24～7/30	82,683(20,003)	<b>4,223,840(985,568)</b>	68,476(16,724)	<b>4,082,146(944,400)</b>	581(49)	<b>40,706(2,910)</b>
7/31～8/6	76,507(18,281)	<b>4,300,347(1,033,849)</b>	64,915(15,327)	<b>4,147,061(959,727)</b>	540(48)	<b>41,246(2,958)</b>
8/7～8/13	52,454(12,080)	<b>4,352,801(1,015,929)</b>	52,285(12,192)	<b>4,199,346(971,919)</b>	489(46)	<b>41,734(3,003)</b>
8/14～8/20	55,189(13,042)	<b>4,407,990(1,028,971)</b>	67,697(15,851)	<b>4,267,043(987,770)</b>	589(52)	<b>42,324(3,056)</b>
8/21～8/27	64,542(14,986)	<b>4,472,532(1,043,957)</b>	70,880(16,503)	<b>4,337,923(1,004,273)</b>	537(48)	<b>42,861(3,103)</b>
8/28～9/3	78,387(18,988)	<b>4,550,919(1,062,945)</b>	74,588(17,539)	<b>4,412,511(1,021,812)</b>	620(54)	<b>43,481(3,157)</b>
9/4～9/10	66,391(16,188)	<b>4,617,310(1,079,133)</b>	73,190(17,111)	<b>4,485,701(1,038,923)</b>	584(52)	<b>44,065(3,209)</b>
9/11～9/17	62,702	<b>4,680,012</b>	73,921	<b>4,559,622</b>	589	<b>44,654</b>
うち雇用調整助成金	47,910	<b>3,586,087</b>	56,219	<b>3,502,997</b>	536	<b>41,392</b>
うち緊急雇用安定助成金	14,792	<b>1,093,925</b>	17,702	<b>1,056,625</b>	53	<b>3,262</b>

注1）全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）  
 注2）財源確保に当たっては雇用勘定内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

# 雇用調整助成金等の支給実績（リーマンショック時との比較）



資料：厚生労働省ホームページ公表データを元に厚生労働省政策統括官付政策統括室において作成

- 注1 感染拡大期は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。
- 2 感染拡大期は、支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。
- 3 始点は特例給付の開始時点。



## 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定額（業種別（大分類））

	産業分類 (大分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	製造業	941,421	25.8%	14,117	5.2%
2	卸売業、小売業	574,978	15.7%	38,688	14.1%
3	宿泊業、飲食サービス業	533,988	14.6%	114,692	41.9%
4	運輸業、郵便業	443,603	12.1%	6,334	2.3%
5	生活関連サービス業、娯楽業	271,102	7.4%	26,756	9.8%
6	サービス業（他に分類されないもの）	258,696	7.1%	26,223	9.6%
7	学術研究、専門・技術サービス業	162,339	4.4%	11,111	4.1%
8	建設業	132,963	3.6%	5,413	2.0%
9	情報通信業	121,258	3.3%	4,152	1.5%
10	不動産業、物品賃貸業	78,428	2.1%	6,419	2.3%
11	医療、福祉	67,267	1.8%	6,913	2.5%
12	教育、学習支援業	32,786	0.9%	6,210	2.3%
13	金融業、保険業	16,647	0.5%	664	0.2%
14	複合サービス業	7,981	0.2%	477	0.2%
15	分類不能の産業	6,400	0.2%	4,793	1.8%
16	農業、林業	1,709	0.0%	304	0.1%
17	鉱業、採石業、砂利採取業	926	0.0%	43	0.0%
18	漁業	869	0.0%	154	0.1%
19	電気・ガス・熱供給・水道業	684	0.0%	33	0.0%
20	公務（他に分類されるものを除く）	527	0.0%	67	0.0%
合計		3,654,574	100%	273,562	100%

- ※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年6月末までの支給決定分を集計したものの
- ※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
- ※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている
- ※4 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

## 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定額（業種別（中分類別））

	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金			産業分類 (中分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合			支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	飲食店	300,260	8.2%	96,941	35.4%	18	道路貨物運送業	71,946	2.0%	1,323	0.5%
2	宿泊業	231,160	6.3%	17,126	6.3%	19	飲食料品小売業	65,716	1.8%	9,344	3.4%
3	道路旅客運送業	185,598	5.1%	2,568	0.9%	20	繊維工業	63,121	1.7%	1,076	0.4%
4	輸送用機械器具製造業	158,272	4.3%	625	0.2%	21	織物・衣服・身の回り品 小売業	61,656	1.7%	4,835	1.8%
5	その他の事業サービス業	156,503	4.3%	18,865	6.9%	22	その他の卸売業	59,521	1.6%	2,488	0.9%
6	専門サービス業（他に分類され ないもの）	118,760	3.2%	9,074	3.3%	23	印刷・同関連業	56,288	1.5%	1,145	0.4%
7	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業	116,356	3.2%	3,080	1.1%	24	各種商品小売業	54,237	1.5%	2,824	1.0%
8	運輸に附帯するサービス業	114,634	3.1%	1,713	0.6%	25	職別工事業（設備工事業 を除く）	52,909	1.4%	2,175	0.8%
9	娯楽業	112,663	3.1%	14,921	5.5%	26	鉄鋼業	52,635	1.4%	112	0.0%
10	その他の小売業	106,324	2.9%	9,332	3.4%	27	職業紹介・労働者派遣業	47,862	1.3%	2,568	0.9%
11	金属製品製造業	100,309	2.7%	1,009	0.4%	28	医療業	46,813	1.3%	4,517	1.7%
12	食料品製造業	86,416	2.4%	5,711	2.1%	29	総合工事業	44,289	1.2%	2,052	0.7%
13	はん用機械器具製造業	84,317	2.3%	459	0.2%	30	航空運輸業	43,021	1.2%	165	0.1%
14	洗濯・理容・美容・浴場業	81,977	2.2%	6,247	2.3%	31	その他の製造業	42,464	1.2%	763	0.3%
15	情報サービス業	78,893	2.2%	2,237	0.8%	32	設備工事業	35,764	1.0%	1,186	0.4%
16	その他の生活関連サービス業	76,462	2.1%	5,588	2.0%	33	上記以外	675,154	18.5%	40,984	15.0%
17	電気機械器具製造業	72,273	2.0%	514	0.2%		合計	3,654,574	100%	273,562	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年6月末までの支給決定分を集計したものの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている

※4 雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で1%以上の産業を掲載している

※5 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

## 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定額（都道府県別）

	都道府県	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金			都道府県	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合			支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	北海道	92,413	2.5%	6,704	2.5%	25	滋賀	25,514	0.7%	1,815	0.7%
2	青森	15,900	0.4%	617	0.2%	26	京都	100,804	2.8%	10,044	3.7%
3	岩手	17,960	0.5%	659	0.2%	27	大阪	369,825	10.1%	32,759	12.0%
4	宮城	38,996	1.1%	2,579	0.9%	28	兵庫	110,455	3.0%	9,462	3.5%
5	秋田	12,303	0.3%	687	0.3%	29	奈良	17,630	0.5%	1,526	0.6%
6	山形	22,312	0.6%	933	0.3%	30	和歌山	16,855	0.5%	1,113	0.4%
7	福島	35,962	1.0%	1,973	0.7%	31	鳥取	11,918	0.3%	554	0.2%
8	茨城	37,719	1.0%	2,014	0.7%	32	島根	10,888	0.3%	801	0.3%
9	栃木	37,274	1.0%	1,856	0.7%	33	岡山	40,870	1.1%	2,894	1.1%
10	群馬	47,362	1.3%	2,120	0.8%	34	広島	79,537	2.2%	3,753	1.4%
11	埼玉	98,863	2.7%	6,811	2.5%	35	山口	21,548	0.6%	1,925	0.7%
12	千葉	129,854	3.6%	8,629	3.2%	36	徳島	9,358	0.3%	552	0.2%
13	東京	1,082,092	29.6%	92,405	33.8%	37	香川	19,038	0.5%	1,223	0.4%
14	神奈川	169,167	4.6%	14,711	5.4%	38	愛媛	20,160	0.6%	1,336	0.5%
15	新潟	48,162	1.3%	1,945	0.7%	39	高知	9,133	0.2%	787	0.3%
16	富山	29,751	0.8%	1,103	0.4%	40	福岡	121,279	3.3%	11,994	4.4%
17	石川	42,193	1.2%	1,985	0.7%	41	佐賀	9,977	0.3%	580	0.2%
18	福井	24,875	0.7%	1,011	0.4%	42	長崎	18,675	0.5%	1,332	0.5%
19	山梨	23,710	0.6%	1,408	0.5%	43	熊本	29,396	0.8%	1,965	0.7%
20	長野	58,401	1.6%	3,844	1.4%	44	大分	23,385	0.6%	2,056	0.8%
21	岐阜	51,791	1.4%	2,735	1.0%	45	宮崎	12,717	0.3%	957	0.3%
22	静岡	99,644	2.7%	5,002	1.8%	46	鹿児島	17,381	0.5%	1,323	0.5%
23	愛知	259,768	7.1%	14,636	5.4%	47	沖縄	46,944	1.3%	4,369	1.6%
24	三重	34,813	1.0%	2,075	0.8%		合計	3,654,574	100%	273,562	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年6月末までの支給決定分を集計したもの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 上位5都道府県について、網掛けをしている

## 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定額（企業規模別）

	企業規模	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	中小企業	2,879,960	81.8%	231,402	88.5%
2	大企業	639,733	18.2%	30,171	11.5%
	合計	3,519,693	100%	261,573	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年6月末までの支給決定分を集計したものの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 令和2年7月5日以前に行った支給決定では、企業規模が入力必須項目となっていなかったため、企業規模が不明なものを除いた額となっている。

- 感染拡大下における雇用維持・継続に向けた支援として、雇用調整助成金について助成額の日額上限や助成率の引上げ、雇用保険被保険者以外の労働者を対象とした緊急雇用安定助成金の実施等、緊急対応期間（2020年4月1日～）における大幅な特例措置が講じられた。
- 雇用調整助成金等の月別の支給決定額の推移をみると、月別の最大額、額の増加ペースともに、リーマンショック期を上回っており、経済的ショック発生から7か月が経過した2020年8月の支給決定額は約5,700億円に達し、その後もリーマンショック期よりも高い水準での支給が続いている。

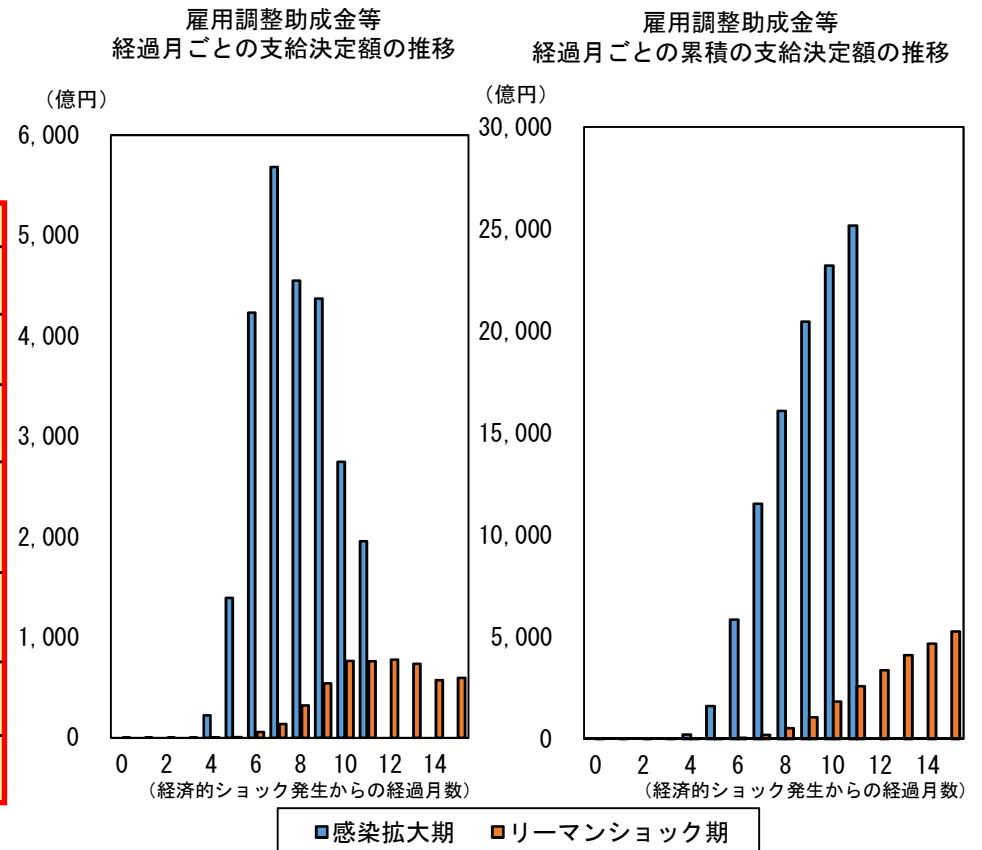
(1) 雇用調整助成金の特例措置の概要

- 雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合にその一部を助成する制度。また、雇用保険被保険者以外の労働者についても、要件を満たした場合に雇用調整助成金と同様の助成の対象とするため、特例措置として緊急雇用安定助成金を措置。

雇用調整助成金の特例措置の主な内容（2020年4～12月の内容）

	特例以外の場合の雇用調整助成金	雇用調整助成金の特例措置
対象事業主	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件（売上等）	3か月10%以上減少	1か月5%以上減少
対象労働者	雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成（緊急雇用安定助成金）
休業手当助成率	2/3（中小） 1/2（大企業）	4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合：10/10（中小）、3/4（大企業）
月額上限額	月額上限額 8,370円	月額上限額 15,000円
事前の計画届出の提出	必要	不要
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左+緊急対応期間中の休業等の実施日数

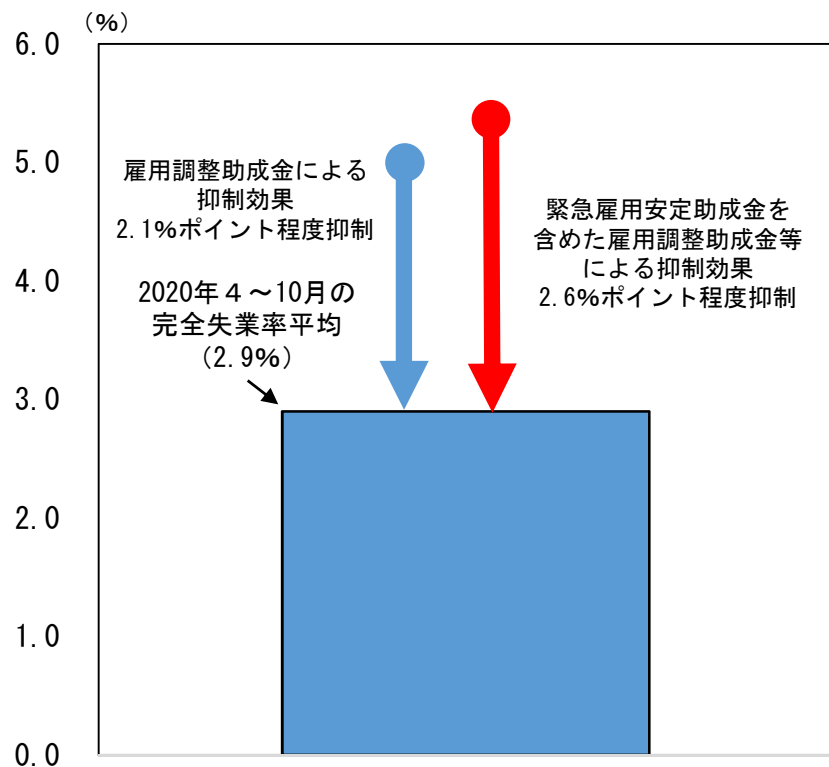
(2) 雇用調整助成金等の支給決定額の推移



資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

(注) (2) 図は、感染拡大期の額は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。感染拡大期は支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。感染拡大期は2020年1月を、リーマンショック期は2008年9月を起点とし、経過月ごとに比較している。

- 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる(一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある)。
- ※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2) 期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月末までの支給総額を使用。

(3) 月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7  
※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4) 月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数  
※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5) 完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)  
※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・ J I L P T (2017) では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4～6月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。
- ・ 内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率は2～3%ポイント程度抑制されたと見込まれるとしている。

## Ⅱ 休業支援金について

# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

## 概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

## 主な内容

### 1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1)令和2年10月1日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2)令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）から令和3年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

### 2 支援金額の算定方法

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※1 × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額（9,900円※2（令和3年4月までは11,000円）が上限）

② 休業実績

※1 (2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和3年11月30日の期間において11,000円。

・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。  
・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。  
(就労した日は休業実績から除く。)

### 3 申請期限

○中小企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～令和3年9月	令和3年12月31日（金）
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、  
・令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象者は、**令和3年12月31日(金)**までに、  
・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

○大企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）
令和3年1月8日～9月（※）	
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。

### 4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）



# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

9月16日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～4/1	190,835	2,979,735	64,995	2,260,686	5,021,145	178,212,824
4/2～4/8	55,606	1,601,072	37,491	1,183,309	2,692,594	92,990,485
4/9～4/15	56,178	1,657,250	42,791	1,226,100	2,995,502	95,985,987
4/16～4/22	49,228	1,706,478	53,680	1,279,780	3,886,694	99,872,681
4/23～4/29	41,995	1,748,473	39,724	1,319,504	2,765,149	102,637,830
4/30～5/6	23,141	1,771,614	19,984	1,339,488	1,422,852	104,060,682
5/7～5/13	60,905	1,832,519	50,500	1,389,988	3,556,385	107,617,067
5/14～5/20	64,373	1,896,892	58,330	1,448,318	4,271,278	111,888,345
5/21～5/27	73,884	1,970,776	60,499	1,508,817	4,402,405	116,290,750
5/28～6/3	94,698	2,065,474	58,556	1,567,373	4,401,690	120,692,440
6/4～6/10	57,419	2,122,893	57,487	1,624,860	4,234,740	124,927,180
6/11～6/17	59,269	2,182,162	60,974	1,685,834	4,459,502	129,386,682
6/18～6/24	54,955	2,237,117	58,298	1,744,132	4,133,091	133,519,773
6/25～7/1	50,321	2,287,438	59,893	1,804,025	4,331,131	137,850,904
7/2～7/8	57,813	2,345,251	56,580	1,860,605	4,048,249	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,827	2,614,736	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,261	2,728,997	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,094	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,305	2,817,399	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,865,939	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,575	2,923,522	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
9/3～9/9	61,612	2,985,193	65,765	2,376,570	4,470,126	177,744,568
9/10～9/16	58,086	3,043,279	64,003	2,440,573	4,587,584	182,332,152
うち支援金	-	-	17,004	669,674	1,411,691	58,734,471
うち給付金	-	-	46,999	1,770,899	3,175,893	123,597,681

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。

# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給状況分析

※令和3年8月末時点の数値で集計

## ○ 支給決定件数／平均支給額等

	支援金 (雇用保険被保険者)	給付金 (雇用保険被保険者以外)
支給決定件数	629,512件	1,654,527件
支給決定額	55,486,082千円	115,973,536千円
1人当たり 支給額／月	約8.8万円	約7.0万円
1件当たり 日数／月	17.5日 【休業27.2日－就労9.7日】	24.3日 【休業28.5日－就労4.2日】
休業前の 平均賃金月額 <small>※給付率（8割）を乗じる前の数値 ※上限（33万円／月）を超えるものも、 そのまま計上して算出</small>	200,850円	112,142円

注) 支給決定件数は、同一の者が複数月申請した場合、各月分の申請をそれぞれ1件として集計している延べ件数。

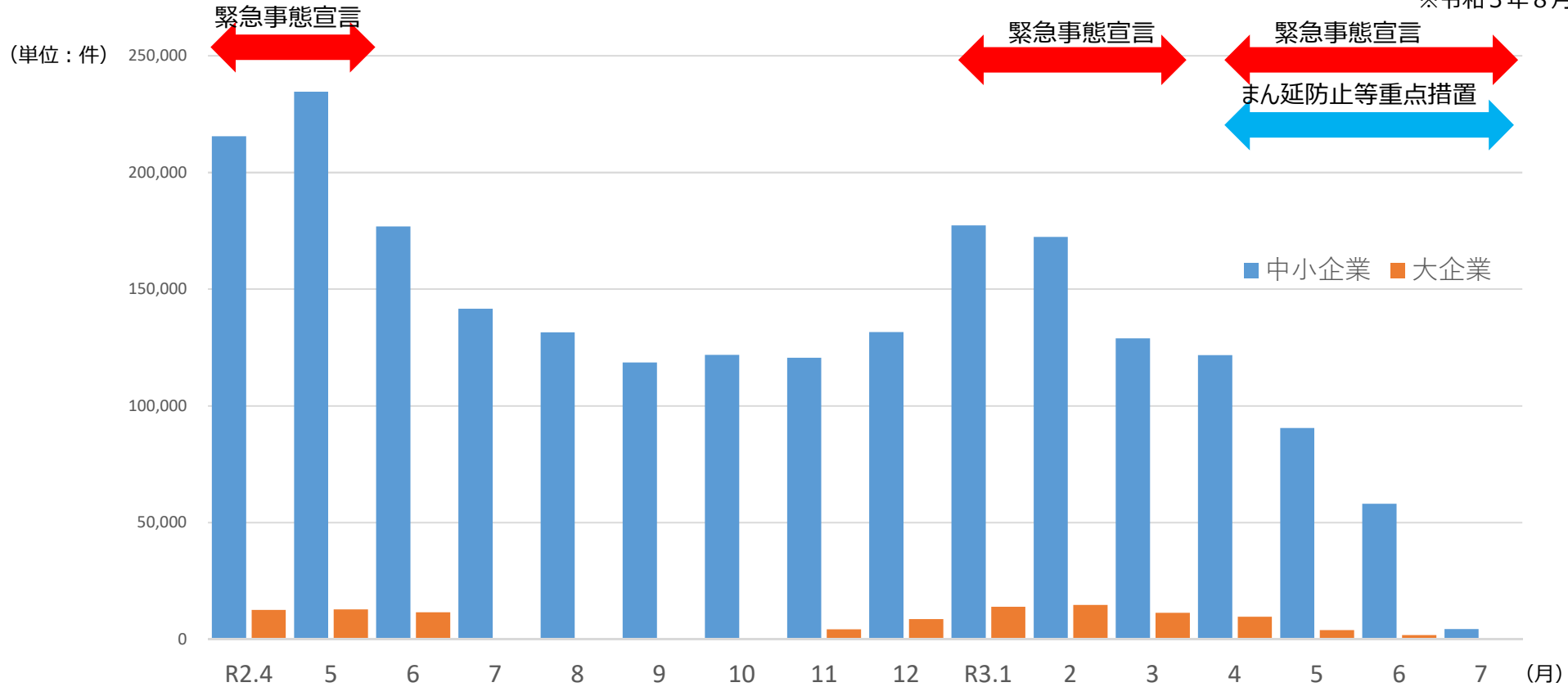
## ○ 申請者／支給決定対象者の実人数等

	支援金	給付金
申請者数	約53.4万人	
支給決定者数	約14.1万人	約31.7万人
1人当たり平均支給月数 (支給決定件数/支給決定者数)	4.4月	5.2月

注) 申請者ごとに付される対象労働者番号の数をもって集計している。  
労働局職員による職権入力を行った者、不支給後の再申請を行った者等については新たに対象労働者番号が付されることから、同一人物に複数の対象労働者番号が付される場合があることに留意

# 支給対象月別の支給決定件数の推移

※令和3年8月末時点の数値で集計



注) 最近の支給決定件数については、今後申請が来る場合も多いと想定されることや、申請中であるが事実関係の調査等を行っているケースもあり、今後増える可能性もあるため参考値。

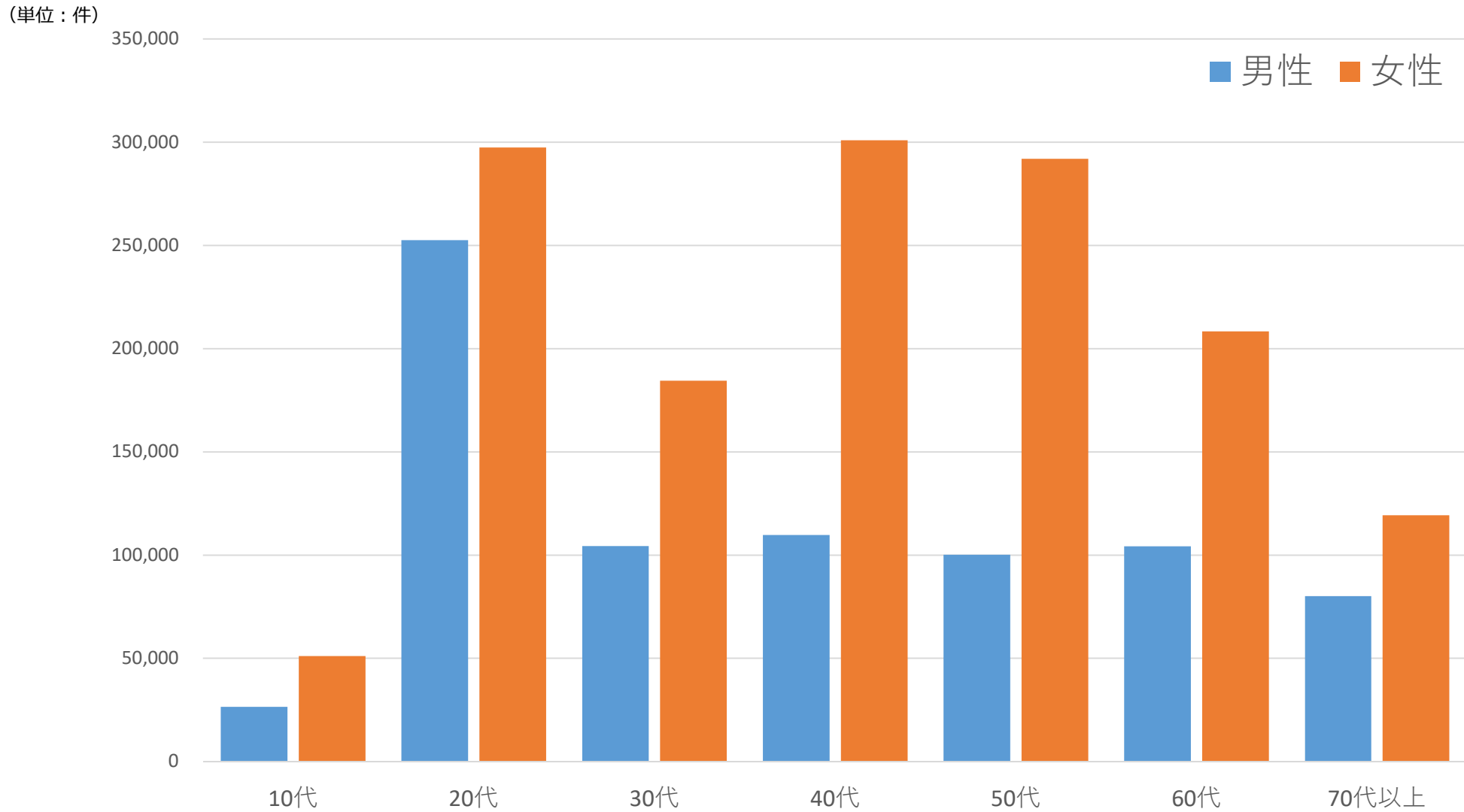
	R2.4	5	6	7	8	9	10	11	12
中小	215,487	234,628	176,852	141,578	131,532	118,617	121,818	120,581	131,602
大	12,590	12,859	11,563					4,280	8,692
合計	228,077	247,487	188,415	141,578	131,532	118,617	121,818	124,861	140,294

	R3.1	2	3	4	5	6	7
中小	177,355	172,374	128,898	121,730	90,527	58,086	4,464
大	14,017	14,772	11,375	9,657	3,966	1,903	76
合計	191,372	187,146	140,273	131,387	94,493	59,989	4,540

# 年齢階級別・男女別の支給決定件数

※令和3年8月末時点の数値で集計



### Ⅲ コロナ禍における就労を支援する取組みについて

## ■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

## ■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主が支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主がまとめて行う）。

### ○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 1人1日当たり	

（※1）独立性が認められない事業主間の出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

### ○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**（※2）。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円 / 1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円 / 1人当たり（定額）	

（※2）独立性が認められない事業主間の出向の場合は助成対象外

（※3）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）

または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

# 産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

(令和3年2月5日(制度創設日)～令和3年9月3日実績)

※速報値

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで7,107人。
- 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の2,607人(36.7%)、以下、大⇒大1,723人(24.2%)、中小⇒大1,573人(22.1%)、大⇒中小1,097人(15.4%)
- 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(2,905人)、出向先の最多は製造業(1,535人)、出向成立の最多は製造業⇒製造業(922人)、異業種への出向割合は66.1%

## 受理状況

計画届受理		
出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
<b>7,107人</b>	683所	1,062所

## 企業規模別

出向先	出向元	
	大企業	中小企業
大企業	1,723	1,573
中小企業	1,097	<b>2,607</b>
官公庁	63	44

## 業種別

出向先	出向元	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	(人)
		農業林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業	合計
A	農業林業	1	0	0	0	1	0	0	63	1	0	0	2	5	1	0	0	0	0	0	0	74
B	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
D	建設業	0	0	0	11	4	0	0	13	1	0	0	0	32	64	0	0	0	3	0	0	128
E	製造業	0	0	0	2	<b>922</b>	0	1	362	61	0	0	10	95	18	2	0	0	22	0	40	1535
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	12
G	情報通信業	0	0	0	2	8	0	<b>36</b>	93	7	0	0	3	11	38	0	2	0	13	0	0	213
H	運輸業・郵便業	0	0	0	0	97	0	4	<b>756</b>	2	0	1	9	54	20	16	0	0	9	0	0	968
I	卸売業、小売業	0	0	0	12	47	0	1	261	<b>80</b>	0	2	7	115	187	1	4	0	90	0	0	807
J	金融業、保険業	0	0	0	0	1	0	0	41	1	0	0	23	2	1	0	0	0	1	0	0	70
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	3	0	0	5	14	9	0	<b>22</b>	2	111	2	6	0	0	8	0	0	182
L	学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0	0	7	0	11	63	5	0	0	<b>16</b>	29	84	0	2	0	73	0	0	291
M	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	15	0	0	120	15	0	0	3	<b>293</b>	61	0	0	0	9	0	0	516
N	生活関連サービス、娯楽業	0	0	0	0	1	0	1	199	5	0	11	8	19	<b>35</b>	0	5	0	14	0	0	298
O	教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	72	8	0	3	12	3	5	<b>4</b>	1	0	2	0	0	110
P	医療、福祉	0	0	0	0	2	0	3	142	14	0	4	38	30	26	0	<b>18</b>	1	13	0	0	291
Q	複合サービス事業	0	0	0	0	5	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>3</b>	9	0	0	36
R	サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	38	0	15	608	212	0	10	63	144	146	5	0	0	<b>212</b>	0	0	1453
S	公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	69	0	0	0	0	1	35	0	0	0	2	0	0	107
T	分類不能の産業	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	2	4	0	1	0	0	1	0	0	0	13
合計		2	0	0	30	1151	0	77	2905	423	0	56	200	944	727	34	32	5	481	0	40	7107

# 全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

## 2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

### (1) 構成員

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、  
全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 全国社会保険労務士会連合会（第二回～）
- 経済産業省、中小企業庁、国土交通省、農林水産省、  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁

### (2) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

### (3) 開催実績（予定）

- 第一回 令和3年2月17日 ※オンライン開催
- 第二回 令和3年9月下旬～10月初旬（予定）

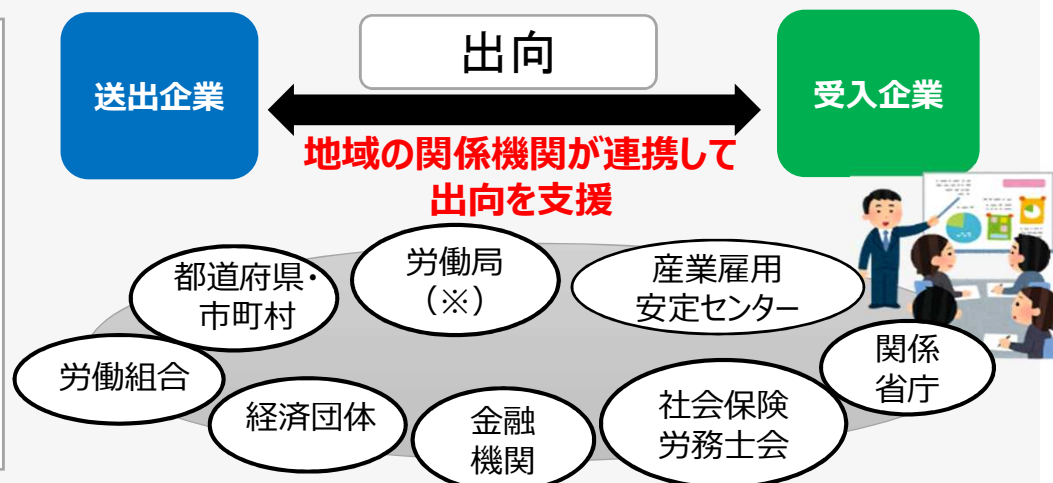
## 3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- 各地域の雇用情勢に関すること
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- 各地域における関係機関の連携に関すること
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- 各種出向支援策に関すること



(※) 労働局に事業主支援アドバイザー47人、求人者支援員47人、就職支援コーディネーター47人を配置。



# トライアル雇用助成金

(新型コロナウイルス感染症対応(短時間) トライアルコース)

## ■ 概要

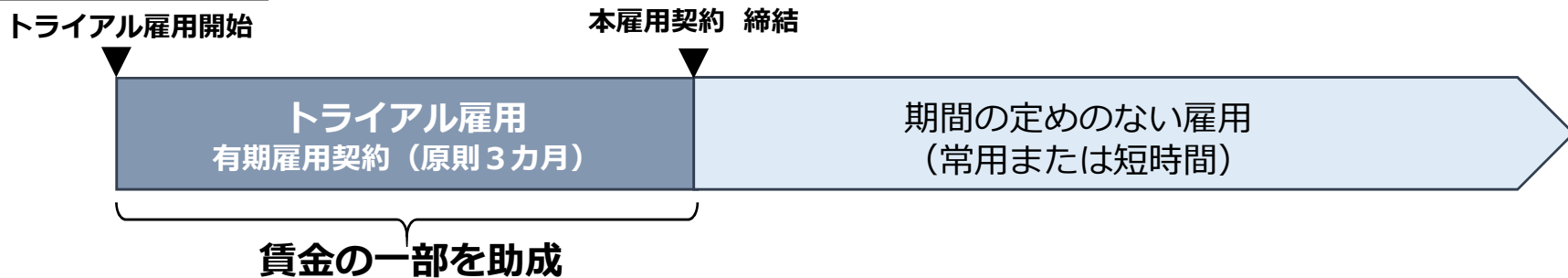
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者（シフト減により同様の状態にあるとみなされるものを含む）であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

## ■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和2年1月24日(※)以降に離職した者等であって、離職期間が3か月を超え、 <u>就労経験のない職業に就くことを希望する者</u> <small>(※)雇用調整助成金による特例措置の適用開始日</small>	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

## ■ 助成のイメージ



<参考：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）>

○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、常用雇用への移行を目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。（30時間未満は助成対象としない）

※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）

# 論 点

- リーマンショック時との比較も踏まえて、雇用調整助成金・休業支援金のこれまでの支給状況等についてどのように評価するか。